

諮問番号：諮問第 132 号

答申番号：答申第 132 号

答申書

第 1 審査会の結論

久留米市福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が審査請求人に対して行った生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号。以下「法」という。）第 25 条第 2 項の規定に基づく保護変更決定処分（以下「本件処分」という。）に係る審査請求（以下「本件審査請求」という。）は棄却するのが相当である。

第 2 審査関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張の要旨

本件処分の取消しを求めるといふもので、その理由は次のとおりである。

3 月分保護費 78,795 円をもらったが、電気代、ガス代、携帯代を払うと少ししかお金が残らない。生活が苦しい。脳梗塞を起こして左手と左足が麻痺して外出するときはタクシーを使っている。ベッドをレンタルしリハビリ施設に通っている。年金 26,000 円を貰っているときはなんとか生活している。

2 審査庁の主張の要旨

本件処分は、法令及び法定受託事務の処理基準として示されている国からの通知に沿って適正に行われたものであり、処分に違法又は不当な点は認められない。

よって、本件審査請求は棄却されるべきである。

第 3 審理員意見書の要旨

本件審査請求の争点は、本件処分に係る生活保護費支給額の算定が法令及び法定受託事務の処理基準として示されている国からの通知に則って適正に行われているかというところにあるので、以下判断する。

処分庁は、審査請求人世帯に係る令和 2 年 1 月分の最低生活費を 106,490 円とし、この額は審査請求人世帯の状況に令和元年 12 月時点での保護基準を当てはめて算定したものであるところ、その算定には誤りがないものと認められる。

次に、処分庁は、審査請求人世帯に係る令和2年1月分の収入認定額を22,547円とし、この額は法令や通知に則して認定したものであるとしているところ、その認定には誤りがないものと認められる。

さらに、処分庁は、審査請求人世帯に係る令和2年1月分の保護費を83,943円であり、この額は、審査請求人世帯の最低生活費から収入認定額を減じて算定したものであるとしているところ、その算定には誤りがないものと認められる。

以上のとおり、本件処分に係る生活保護費支給額の算定については、法令及び法定受託事務の処理基準として示されている国からの通知に則って適正に行われており、違法又は不当な点は認められない。

その他、本件処分について、違法又は不当と判断すべき点は認められない。

以上のとおり、本件審査請求には理由がないので、行政不服審査法第45条第2項の規定により棄却されるべきである。

第4 調査審議の経過

令和3年7月30日付けで審査庁である福岡県知事から行政不服審査法第43条第1項の規定に基づく諮問を受け、令和3年9月22日の審査会において、調査審議した。

第5 審査会の判断の理由

本件処分は、法令や国の通知に沿って適法かつ妥当に行われたものであり、処分庁の判断に違法又は不当な点は認められない。

その他、本件処分に影響を与える事情もないので、本件処分に違法又は不当な点は認められず、本件審査請求は理由がないから、これを棄却するのが相当である。

加えて、審理員の審理手続をみても、行政不服審査法の規定に従い、処分庁に対しては弁明書の提出依頼を、審査請求人に対しては弁明書の送付及び反論書の提出依頼をしたことが認められ、その手続は適正なものと認められる。

以上のことから、前記第1のとおり結論する。

福岡県行政不服審査会第3部会

委員 岡本 博志

委員 牛島 加代

委 員 中 野 哲 之